

葉山町抵抗性マツ植樹補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松くい虫による被害を抑制する抵抗性マツの植樹を行った者に対し、植樹に要した費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 松くい虫とは、松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ昆虫をいう。
- (2) 抵抗性マツとは、松くい虫の被害を抑制する品質証の付いた松をいう。
- (3) 苗木とは、樹高2m以下の樹木をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら所有し、又は管理する町内の敷地（国又は他の地方公共団体が所有するものを除く。）内で道路境界から3m以内の道路から見えるところに抵抗性マツの苗木を地面に直接植樹し、その費用を負担した者とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 販売を目的とするもの
 - (2) 事業者が行うもの（事業を営む個人が自ら居住する住宅用敷地に設置等をするものを除く。）
 - (3) 法令又は葉山町まちづくり条例（平成14年葉山町条例第17号）その他の条例に規定される植栽の確保のために設置するもの
- 2 前項の補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、松の植樹に要した費用の2分の1とし、松1本につき1万円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、葉山町抵抗性マツ植樹補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 抵抗性マツ植樹費用の領収書の写し
 - (2) 写真（植樹前及び植樹後）
 - (3) 抵抗性マツ品質証の写し
 - (4) 同意書（土地の所有者が申請者と異なる場合に限る。）
 - (5) その他町長が必要と認めた書類
- 2 前項の規定による申請は、植樹を行った年度内にしなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類

等を審査し、適否を決定の上、葉山町抵抗性マツ植樹補助金交付決定通知書（2号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前項の決定に基づき、補助金を交付するものとする。

（遵守事項）

第7条 補助金の交付を受けた者は、枯損の防止、道路へのはみ出し防止等植樹した松の良好な管理育成に努めなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）申請について不正行為があったとき。

（2）前条に規定する遵守事項に違反したとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に植樹を行ったものについて適用する。